



第6章 成年後見制度利用促進計画

6-1 計画の位置づけと期間

(1) 計画の法的な位置づけ

この計画は、成年後見制度の利用の促進に関する法律(平成28年法律第29号)第14条第1項に規定される「成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画」として成年後見制度の利用促進に関する施策を計画的に推進するために策定するものです。

(2) 安城市における経緯と計画の期間

令和3(2021)年度以降、本計画は、高齢者分野の計画である「第8次安城市高齢者福祉計画・第8期安城市介護保険事業計画(あんジョイプラン9)」と、障害者分野の計画である「第6期安城市障害福祉計画」に記載されていましたが、地域共生社会の実現に向けて関係機関のネットワーク構築を推進する観点から、地域福祉計画と一体的に策定することとしました。このため、本計画の期間も、地域福祉計画にあわせて、令和6(2024)年度から令和10(2028)年度までの5年間とします。

6-2 成年後見制度をとりまく現状と課題

(1) 成年後見制度について

成年後見制度は、認知症や知的障害、精神障害などにより判断能力が不十分な人の権利を守ることを目的とした制度です。

(2) 本市の現状と課題

本市では、親族がないなどの事情で申立が難しい場合に市長が代わりに申立を行う「市長申立」のほか、申立にかかる費用や成年後見人等に対する報酬費用に係る助成事業として「成年後見制度利用支援事業」を実施しています。

また、市社協では、平成23(2011)年度から「成年後見支援事業」を実施し、低所得者で適切な成年後見人等が見つからない人を対象に法人として成年後見人等を受任するとともに、後見制度全般にわたる制度の普及啓発や相談を行ってきました。令和4(2022)年度からは、本市から安城市後見支援センターの運営を受託し、中核機関として成年後見制度の利用促進に取り組んでいます。市社協の法人後見受任件数は、令和元(2019)年度は延べ10件、令和4(2022)年度は延べ15件と増加傾向にあります。

令和5(2023)年4月1日現在、本市における高齢者数は41,055人、高齢化率は21.8%で、令和3(2021)年(高齢者数40,461人、高齢化率21.3%)と比較すると、高齢者数は1.5%増加し、高齢化率も0.5ポイント上昇しています。また、令和5(2023)年4月1日現在、本市における療育手帳所持者数は1,596人で、令和3(2021)年4月1日の1,437人から約11.1%増加しており、人口に占める割合も増加傾向にあります。精神障害者保健福祉手帳所持者数も、令和5(2023)年4月1日現在、1,778人で、令和3(2021)年4月1日の1,524人から約16.7%増加し、人口に占める割合も増加傾向にあります。

このため、増加が見込まれる相談に対応することができる相談支援体制を整備するとともに、早期に支援につながるように専門職団体と地域連携ネットワークを構築することが必要です。

表6-1 高齢者人口の推移 (単位:人、%)

区 分	総 人 口	高齢者人口	高齢化率	
			市	国
令和3(2021)年度	189,877	40,461	21.3	28.9
令和4(2022)年度	189,061	40,862	21.6	29.0
令和5(2023)年度	188,645	41,055	21.8	29.1

(出典)住民基本台帳 各年4月1日現在

表6-2 療育手帳所持者数 (単位:人)

年度	A判定 (重度)	B判定 (中度)	C判定 (軽度)	計
令和3(2021)年度	550	401	486	1,437
令和4(2022)年度	573	417	536	1,526
令和5(2023)年度	589	443	564	1,596

(出典)障害福祉課 各年4月1日現在



表6-3 精神障害者保健福祉手帳所持者数 (単位：人)

年度	1級 (重度)	2級 (中度)	3級 (軽度)	計
令和3(2021)年度	169	948	407	1,524
令和4(2022)年度	181	1,054	427	1,662
令和5(2023)年度	185	1,143	450	1,778

(出典)障害福祉課 各年4月1日現在

表6-4 名古屋家庭裁判所が管理する市内の成年被後見人等の人数 (単位：人)

成年後見	保佐	補助	任意後見
157	20	3	2

(出典)名古屋家庭裁判所 令和3(2021)年12月31日現在

市民アンケートの結果によると、成年後見制度について「どのような内容か知らない」と「まったく知らない」の両者をあわせた回答の割合は59.0%で、相談できるところを「知らない」と回答した割合も62.8%となっています。

また、事業所アンケートの結果によると、成年後見制度の利用にあたっての課題として「知識が不足している」と回答した割合が38.3%と最も高く、次いで「申立て手続きが大変そうという印象があり成年後見制度の利用や支援に至らない」が17.5%となっています。

このため、成年後見制度の認知度の向上と、制度に対する正しい理解を促す必要があります。

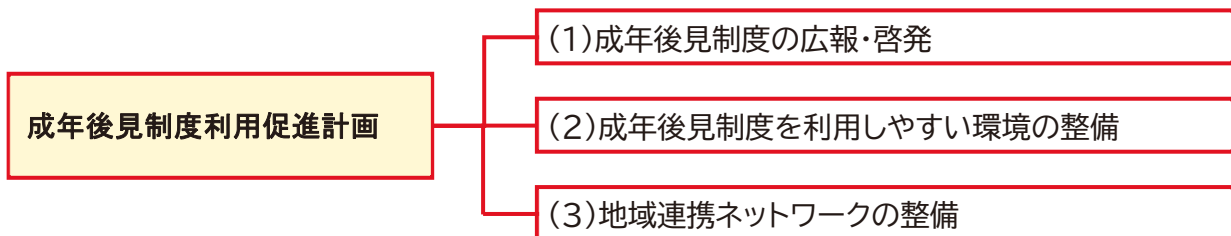
6-3 施策の推進

施策方針

誰もが住み慣れた地域で、尊厳をもってその人らしい生活を継続できるよう、成年後見制度の周知、支援事業の実施及び地域連携ネットワークの整備をします。

- ① 成年後見制度の認知度を向上させるとともに、制度に対する正しい理解を促すため、市や市社協の広報紙やパンフレット等の媒体や、講演会の開催を通じて成年後見制度の広報・啓発を行います。
- ② 成年後見制度の利用を必要とする人が利用できないことがないよう、「市長申立」及び報酬費用等を助成する「成年後見制度利用支援事業」を実施します。また、成年後見制度の広報や相談等を行う中核機関の支援体制を充実させるとともに、市社協の実施する成年後見支援事業を継続して支援するなど、成年後見制度を利用しやすい環境を整備します。
- ③ 司法、医療、福祉等の専門職団体と連携し成年後見制度の適切な利用に努めるとともに、成年後見制度を必要とする人が早期に適切な支援につながるよう、地域連携ネットワークを整備します。

施策体系



推進施策・事業

(1) 成年後見制度の広報・啓発

- ① パンフレット等の作成及び配布
作成したパンフレットを、公共施設や福祉関係機関等に配架するとともに、講演会等の機会を活用して配布します。
- ② 広報紙等による周知
成年後見制度に関する内容を、市や市社協の広報紙や、公式ウェブサイトに掲載するとともに、随時、情報を更新します。



③ 福祉関係者及び福祉関係機関に対する制度の周知

成年後見制度の利用を必要とする人に関わる家族や地域とつながりのある民生委員、町内福祉委員会、地域包括支援センター、居宅介護支援事業所、障害相談支援事業所等に対し、継続的に制度の周知を行います。

④ 講演会の開催

成年後見制度について、わかりやすい内容の講演会を開催します。

(2) 成年後見制度を利用しやすい環境の整備

① 市長申立の実施

親族等が申立を行うことが困難な場合などにより、本人の権利擁護が必要な場合など、市長申立を実施します。

② 成年後見制度利用支援事業の実施

経済的な理由で成年後見制度の利用をあきらめることがないよう、申立にかかる費用や成年後見人等に対する報酬に係る助成を行います。

③ 中核機関の支援体制の充実

市社協は、市からの受託事業として安城市後見支援センターを中核機関として運営しています。申立方法や各種手続きの方法を説明するほか、成年後見制度の利用に関する相談や助言等を行う中核機関の支援体制を充実させます。

④ 成年後見支援事業に対する支援

市社協は、低所得者で適切な成年後見人等が見つからない人などが、必要なときに成年後見制度を利用できるように、市社協が法人として成年後見人等を受任する成年後見支援事業を実施しています。本市は、この事業に対して継続的に支援を行います。

(3) 地域連携ネットワークの整備

① 専門職団体及び家庭裁判所との連携

専門的知見が必要な場合に専門職による助言や支援が受けられるよう、司法、医療、福祉等の専門職団体との連携を進めます。また、個々の案件について、適切な成年後見人等が選任されるよう家庭裁判所との情報交換を密に行います。

② ネットワークの仕組みづくり

福祉事務所や地域包括支援センターなどの相談支援機関が成年後見制度の利用を必要とする人を早期に発見するとともに、「意思決定支援を踏まえた後見事務のガイドライン(令和2(2020)年10月30日 意思決定支援ワーキング・グループ)」を参考に、本人の意思決定を尊重し、その人の状況に応じて適切な支援が受けられるよう、関係者がチームとして協力し合って支援できる仕組みを構築します。

また、日頃から相談支援を行う機関と、より専門的な相談支援機関として位置づけられる中核機関の機能の整理を行い、成年後見制度が円滑に運用できる仕組みを構築します。

③ 重層的支援体制整備事業との連携

成年後見制度の適切な利用を図るため、福祉事務所や中核機関が必要に応じて重層的支援会議等に参加します。